

会 議 録

1 会議名

第5回大潟区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

・諮問事項（公開）

（1）諮問第58号（仮称）上越市体操アリーナの設置について（答申）

・報告事項（公開）

（1）頸北地区地域協議会委員合同研修について

（2）地域協議会だよりについて

・その他（公開）

3 開催日時

平成29年8月24日（木）午後6時30分から午後8時15分まで

4 開催場所

大潟コミュニティプラザ 2階 市民活動室1

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 梅木英亮、金澤幸彦、君波豊、後藤紀一、小山茂、佐藤忠治、佐藤博之、
新保正雄、内藤恒、中嶋浩、細井義久、柳澤周治、山田幸作、山本宏
（16名中14名出席）

・事務局： 鍵田大潟区総合事務所長、熊木次長（総務・地域振興グループ長兼務）、
道場市民生活・福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、朝日総務・
地域振興グループ班長、佐藤総務・地域振興グループ主任（以下、グルー
プ長はG長と表記する）

8 発言の内容（要旨）

【熊木次長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

【佐藤忠治会長】

- ・ 挨拶
- ・ 会議録の確認：金澤幸彦委員に依頼

【佐藤忠治会長】

では、諮問事項（１）「諮問第 5 8 号（仮称）上越市体操アリーナの設置について（答申）」の審議を行う。前回の会議の意見を基に私と君波副会長、事務局で協議の上、答申文（案）を作成し、事前に委員の皆さんに送付した。まず、事務局が協議概要について説明する。

【朝日班長】

参考資料により説明。

【佐藤忠治会長】

今の説明で、意見や質問はないか。

【後藤紀一委員】

すっきりしないところがある。当時の野沢教育部長の発言で、大きくなった理由が語られているが、請願の要望はあくまでも新体操とトランポリンの場所がないということであった。日本最大級の施設であるということが言われているが、果たしてそこまで望んだ請願であったのか。もっと明確に説明していただきたい。東京オリンピックに合わせて、ドイツの体操チームの誘致が大きなきっかけになったのではないかと考えるが、明確な説明がされていないので明確にして頂きたい。

諮問については、金額や規模ではなく、あくまで区内の住民の生活にどのような影響を与えるかということで答申を出してほしいということであるので、答申の中に記載しなくてよいが、大潟区地域協議会の議事録の中には残してほしい。

答申の時期であるが、先日、建設予定地の写真撮影に向いたが、すでに工事が行われていた。工事の内容を関係者に確認したところ、除染と過去の構築物の基礎などの撤去であるということであった。予定地ということであるがすでに工事が行われており、

売買契約は結んでいないが実情はそれに近い形なのではないか。当該区域に諮問するのであれば、もっと早い時点で諮問する必要があったのではないか。本日は体育課がいないので答弁は聞けないが、その点について住民に説明できるようにしていくべきではないかと考える。

【佐藤忠治会長】

他にないか。

【柳澤周治委員】

前回の議事録の件であるが、体育課退席後の委員意見の部分で、新体操アリーナの設置について賛成であるとあるが、地元に来るということで、諸手を挙げて賛成という意味合いではないことを補足しておく。当初の請願趣旨からかなり規模が大きくなり金額も増えて変更されている。当初は、今のアリーナに増築の形で新体操とトランポリンにスペースを取りたいということに賛成した。新しく立てることには、請願もあることであり基本的には賛成するということである。このまま議事録が公表されれば、地元の委員は諸手を挙げて賛成していると捉えられかねない。苦慮の上、賛成であるということが伝わるようにしてほしい。

【新保正雄委員】

諮問の時期については、後藤委員の言う通りもう少し早くするべきではないか。諮問は何のための諮問か。既に決まっていることに対してのアリバイ作りではないか。

【佐藤忠治会長】

そういう意見ということで受ける。他にないか。

【内藤恒委員】

8月29日に、九戸浜の町内会館で地元説明会が予定されているが、体育課が来て行うのか。もっと早くすべきではなかったのか。建設予定地は、九戸浜がグラウンドとして利用し、防災訓練などで利用してきた。消防器具置場もある。地域住民は交通安全など安全対策に対する説明を求めている。

【鍵田所長】

諮問の時期の質問に対しては、ここで回答することは難しい。しっかり体育課に伝えていく。

内藤委員の質問についてだが、確かに説明会については遅い時期となっている。九戸浜

の町内会の役員には既に説明している状況である。今回は整備の内容について、地元住民に対して詳細をお伝えしていく。

【佐藤忠治会長】

では、答申案の協議に移る。今の意見を行政から体育課に伝えてもらいたい。傍聴には市議会議員の方も来ておられる。9月議会の中で、地元の地域協議会でこういった意見があったということを伝えていただきたい。答申案について事務局から説明する。

【朝日班長】

答申案について説明する。先ほどの柳澤委員の意見に対してだが、これはあくまで資料であり要点を記している。議事録に関して、今ほどのニュアンスの部分は、きちんとテープで確認して記録を作成し、残る形になるのでご承知おきいただきたい。

資料No.1について説明。

【佐藤忠治会長】

今の説明であるが、答申案については事前に配布してある。これについて意見はあるか。体操アリーナについては、自主的審議事項として今後協議する予定であり、地域協議会としての方針を作っていくたいが、この答申としてはどうか。

【後藤紀一委員】

市議会では、有害物質の中でヒ素という言葉が使われた発言があったそうであるが、ここでは鉛とテトラクロロエチレンという説明であったがどうなのか。

【小山茂委員】

前回は所用で欠席し今更であるが質問したい。町内でも小さな子供がいる世帯が多く気にしている。テトラクロロエチレンはどういうものか、なかなか見えてこないため、もう少し説明があって良いのではないか。地権者の帝石に失礼ではあるが、地権者の提出したデータを鵜呑みにしてよいのか。市が周辺の井戸水の調査まで行ったくらい危険であると言われていたが、公的な検査機関に出されたのであれば、そういったデータの提出があったのか。

問題なのは、有害物質はアスファルトで封じ込めれば終わりであるという方もいるが、定期的に2年から3年に1度は検査してもらわなければ流失ということもあるのではないか。検査データが公開されていないということが不安である。健康に配慮する用地の問題点を考えていないような気がするため、その部分の含みを持った答申の仕方をし

て頂きたい。多くの方の賛成であるが、個人的には賛成ができない部分がある。全会一致というのが望ましいと考えるが、私は全会一致という形はとってほしくない。

当初の請願からかなり大きく変わってきて、ドイツの大会関係者を招くために造ったのかという印象を払しょくできない報道がされた。それを視聴した市民は、そこまで望んだ請願が出ていたのか、となりかねない状況である。話が錯綜したが、私が、きわめて心配しているのは有害物質に対するきちんとした対応であって、答申にも付してほしい。

【佐藤忠治会長】

他にないか。

【後藤紀一委員】

一度休憩をとってはどうか。

【鍵田所長】

休憩の前に後藤委員と小山委員の質問と意見に対して回答する。

後藤委員の質問に対してだが、体育課が用意している資料には鉛とテトラクロロエチレンの2種類の有害物質について表記されている。これについては、6月6日市議会の所管事務調査で提出したものと同一資料である。したがって市議会においても2種類の有害物質という説明であった。

小山委員の質問に対してだが、市が土地を購入するにあたり、有害物質が当該地にあることが分かったので、周辺の水質調査を行った。その結果、有害物質の影響が出ていないという検査結果であったため、地権者と交渉を進めたという経緯である。2種類の有害物質については、地権者である帝石株式会社が責任をもって除去するという協議が整い、現在工事が行われているということをご理解いただきたい。

【小山茂委員】

関連の再質問である。水質調査は市が行ったということであるが、帝石からデータが提出されたのは、市が行った水質検査の後か。どちらが先か。

【鍵田所長】

経緯については詳しいことを知っている訳ではない。土地の購入にあたって交渉を進めていく中で、有害物質が当該土地に含まれているということが判明した。その時点で、帝石は独自に調査を進め、市も周辺の水質調査を進めていったものである。

【佐藤忠治会長】

水質検査の件は良いか。

【小山茂委員】

懐疑心をもってものを言うことは失礼だが、土地買収に関して市では不安な状況であったため水質検査をし、地権者も懸念事項を出し、お互い真摯な状態で交渉に入ったのか不安であり、事実を聞いたかったため質問した。

【鍵田所長】

現在の工事について補足であるが、8月21日から10月末までの工事期間を設定し、帝石が有害物質の除去工事を行っている。現在の地権者である帝石が責任をもって有害物質を除去し、その後に市が土地を購入する、そのための工事である。

【佐藤忠治会長】

地域協議会だよりに体操アリーナの記事で写真を掲載するということになり、土地に杭が打たれているということを知ったが、有害物質の除去であるということに理解した。

他はないか。

では、休憩とする。

(休憩)

【佐藤忠治会長】

再開する。

【柳澤周治委員】

答申についてだが、市議会と地域協議会の役割分担があるため、例えば建設の規模などは地域協議会の諮問に該当しないということであるため、市議会の方でもう少し頑張っていたきたいと個人的には思う。

全体としてはこれでよいのではないかと思う。ただ、小山委員の意見のとおり環境調査、有害物質に対する対応の関係を入れていった方がよいのではないか。文言であるが、「要望します」という文言になっているが、これは諮問に対しての答申であるので要望という表現が適切なのか疑問である。なぜかというと、地域協議会は市長の附属機関ではあるが、行政の下部機関ではない。一般の市民団体ではない。条例に基づく地域住民の意見決定機関であるため、お願いするという文言は不適切ではないか。したがって「(仮称)上越市体操アリーナの設置について適当と認めます。なお、下記の2点あるいは3

点の附帯意見を付します。」ということで①交通量増加について配慮すること②体操専用施設としての特性を活かしながら、市民の健康増進や生涯スポーツの充実等に向けた利用環境を備えた施設とするよう配慮すること、③として付け加えるのであれば、先程の環境調査の問題や安全対策について、そういった文言にすべきではないか。

【佐藤忠治会長】

柳澤委員から具体的な文言についての意見が出た。小山委員からの意見について必要なこととして付け加えるのはどうか。

【小山茂委員】

適当と認めるが、次のことが約束された上で適当とする。附帯意見を適当と認めるための前提条件とし、これがあるということを重しとして位置づける。上と下の文面がかい離するような中身では心配である。適当と認めるが、その条件として①から③が必ずなされることが前提となるという意味合いである。

【柳澤周治委員】

行政文書としては、附帯意見を付すということはそれが前提であるということである。

【小山茂委員】

柳澤委員の言う通りであれば、今の意見は撤回する。

【佐藤忠治会長】

あくまでもこれは案であるので、皆さんの思いや地元住民の意見が反映されるような附帯意見になったほうがよい。適当と認めるが、附帯意見を3点付すということで①、②番目の文案は良いが、③番目の環境問題の具体的な文言についてはどうか。3点の附帯意見を付すということで異論はないか。

【中嶋浩委員】

おおむね3つの内容については異論がないが、細かいことを言えば「近接する保育園の通園者」となっているが、通園者、通学者及び地域住民としたほうがよい。2項目めの「特性を活かしながら」は、難しい表現である。現在のアリーナも地域住民にとっては利用しづらい施設であると聞いている。今回も同様に、健康増進のためにはどこが使えるのか、専門家を呼んで教室を開くのはよいが主催者はだれか、地域にとっては素晴らしい施設ができるが、大きな隔たりが生まれるのではないかと懸念がある。こういうことを希望する等と検討しておきたいと考える。

【内藤恒委員】

3項目めは、「環境対策（有害物質の除去を含めて）に万全を期すること。」という表現で出したらどうか。有害物質が検出されたのは、おそらく帝石の井戸と考える。あの物質はそう拡大する物質ではない。周辺の井戸には影響を来たしていないのではないかと。しかし、有害物質が検出された以上、後々まで尾が引くようではいけない。

【後藤紀一委員】

3項目にまとめて附帯意見を付けるとことは賛成である。文言としても配慮することという表現にして頂きたい。3項目めとしては「健康上の不安のない様、周辺環境の確保に努めること。」としてはどうか。

【佐藤忠治会長】

環境対策を付け加えることに異存はないかと。

（一同了承）

では、3項目とする。文章上はどうか。

【鍵田所長】

他の地域協議会では、柳澤委員提案の表現方法はあまり事例がないが、委員の皆さんの総意であれば問題ないと考える。

【柳澤周治委員】

意見の付し方はいろいろあるため、そのテーマによって違う。地域協議会の総意であれば、そちらの方が大事である。

【佐藤忠治会長】

参考として、他の地域協議会が答申に附帯意見を付けた場合、どのようになるのかと考えた。

【君波豊副会長】

3要件を織り込んだ附帯意見にすればよいのではないかと。①②③にしなくてもよいのではないかと。文章でつながっていけばよいのではないかと。

【新保正雄委員】

簡潔にした方が分かりやすい。

【柳澤周治委員】

文言の使い方として「お願いします」「要望します」という答申はないということであ

る。諮問事項に対して適当である、適当でないそれだけである。「お願いします」という文言は地域協議会として使うべきものではない。そこさえはっきりした文言になっていればよい。

【新保正雄委員】

帝石が有害物質を除去する工事を行っているが、(有害物質は) どれくらい出たのか。除去した後は、市で確認するのか。それをやらないと意味がないのではないか。

【鍵田所長】

数値については、手元に資料がないため今回答できない。数値的なものは体育課で押さえているはずである。それを帝石が責任をもって除去し、履行確認をした上で、土地購入の手続きを進めていく。

【新保正雄委員】

市の方で確認するのか。

【鍵田所長】

履行確認は、データの上で数字を示してもらっての履行確認であると考えている。

【新保正雄委員】

ということは帝石のデータを信用するということか。市の方では、再度調査をしないのか。

【鍵田所長】

再度調査はしないと考えている。しっかりとしたデータに基づいた履行確認をしていく。

【新保正雄委員】

どこかのところでは、業者を信用して実際はとんでもない数値が出てきたということもある。やはり市の方でもすべきではないか。

【鍵田所長】

豊洲の問題で環境問題について議論されていることは、市でも重々承知している。しっかりしたデータに基づいた確認をしていく。

【新保正雄委員】

出てきたものが、でたらめであればどうするのか。

【鍵田所長】

出されたデータが正しいものであるということをまずは信じる。間違っていれば対応をしていく。

【新保正雄委員】

ということは出てきたデータを信用するということか。会社が大きければきちんとしたデータを出してくるということか。大きい小さいということではなく確認が大切なのではないか。

【鍵田所長】

会社は、事業を進めていく上で社会的な責任を負っている。会社が社会一般の常識に背くような行為があれば、会社自体の責任が問われる。会社としても十分に注意して対応していくということを信じていくことだと考える。

【内藤恒委員】

そこはどちらが主体性を持っていくということではないか。帝石のデータを基に市が独自ですべきではないか。

【小山茂委員】

簡単なことだ。市の検査機関に帝石から依頼してもらえばよいのではないか。

【内藤恒委員】

それは違うのではないか。市が主体性をもって行わなければならないのではないか。

【小山茂委員】

用地買収するときに地権者に不安な状況があるので、市の指定する検査機関に依頼し公表するように言えばよい。

【君波豊副会長】

前回の市の説明では、鉛については自然発生的なものであるという説明があった。テトラクロロエチレンについては、場所が特定されているようであり除去工事を行っていた。したがって、工事が終了すると当然検査するはずであり、市も水質検査等を行うはずである。私の経験では大気汚染、水質汚染の問題についてはどの企業も自分でも検査をし、他者が入っていればそちらに検査を依頼するはずである。今、ここで我々が環境汚染の問題があることを指摘するわけであるから、ここは信用してもよいのではないか。これが履行されずに半年後、1年後に残っているということになれば、重大な問題に発

展するわけであるから信頼してよいのではないか。我々も、工事終了後現地確認等を行ってもよいのではないかと個人的には考えている。

【佐藤忠治会長】

今の議論を体育課に伝えていただきたい。これでよろしいか。

(一同了承)

【佐藤忠治会長】

では、具体的な案文についてだが、柳澤委員の意見のとおり具体的に附帯意見3点とすることであげたい。よろしいか。

(一同了承)

【佐藤忠治会長】

1番目は通園者の他に通学者と入れることでよろしいか。

【金澤幸彦委員】

地域住民とあるため、通園者も通学者もいないのではないか。

【佐藤忠治会長】

特にまつかぜ保育園の通園者には配慮することで良いのではないか。3番目だが後藤委員の提案された文言で良いか。「健康上の不安がないよう、周辺環境の安全確保に配慮すること。」「有害物質の除去を行い」という言葉を入れたほうがよいか。

【内藤恒委員】

入れたほうがインパクトがあるのではないか。

【佐藤忠治会長】

では、「有害物質の完全除去を行い、健康上の不安がないよう周辺環境の安全確保に配慮すること。」でよろしいか。

【山田幸作委員】

完全除去とはどういうことか。完全に0にするということか。

【佐藤忠治会長】

基準値以下にするということである。

【山田幸作委員】

そういうことであれば、完全除去という表現はどうか。

【佐藤忠治会長】

何か案はあるか。

【山田幸作委員】

安全を確保するという表現で良いのではないか。

【内藤恒委員】

私の意見は「有害物質の除去を含めて、環境対策に万全を期すこと。」で良いのではないか。

【佐藤忠治会長】

この意見についてどうか。

後藤委員どうか。

【後藤紀一委員】

文言にはこだわらない。その項目があればよい。

【朝日班長】

山田委員から指摘があったとおり、体育課の説明で鉛が自然由来であることから、完全除去ということはある得ない。したがって、完全除去という文言はふさわしくない。

【佐藤忠治会長】

内藤委員の発言のとおり、完全という文言を除いてこの文言で良いか。

(一同了承)

【佐藤忠治会長】

では、文言を修正して提出する。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

【佐藤忠治会長】

ただいまの結果、全員の方が「適当」とであると挙手されたので、「諮問第58号(仮称)上越市体操アリーナの設置について」は、「適当」と答申する。併せて、附帯意見を付すこととする。

【内藤恒委員】

何日付になるのか。

【朝日班長】

本日の、8月24日付となる。

【佐藤忠治会長】

では、引き続き報告事項を事務局から説明する。

【佐藤主任】

9月29日（金）午後2時から、柿崎コミュニティプラザで開催の「頸北地区地域協議会委員合同研修」について開催案内により説明。

【佐藤忠治会長】

合同研修会の担当は、柿崎区地域協議会である。去年は吉川区であった。

【佐藤忠治会長】

質問がなければ次に移る。

地域協議会だよりについて、担当の君波副会長から説明する。

【君波豊副会長】

地域協議会だよりの発行についてだが、当初9月1日ということで進めてきたが本日の答申の件についても掲載するため9月15日の発行となる。了解をいただきたい。

今までは、こちらからの発信であったが、これからは市民の声も掲載していきたいということで第1号として依頼した。

【佐藤忠治会長】

地域協議会だよりの文字が小さく読みづらいという指摘も頂いている。読みやすいように作成してもらっている。各家庭に配られるので感想があれば聞かせていただきたい。報告事項は以上である。ではその他に移る。各委員から連絡事項はないか。

【中嶋浩委員】

水と森公園の資料についての説明はあるか。

【佐藤忠治会長】

君波副会長から後ほどする。

【中嶋浩委員】

大変良い資料である。併せて、冬の部分がないが加えていただきたい。

【佐藤忠治会長】

キャンプ場の利用者の統計をもらっているのので後ほど配布する。他になければ君波副

会長が資料について説明する。

【君波豊副会長】

前回の地域協議会の時に話をしたが、水と森公園の資料をいただいた。ヒアリングをするつもりであったが公園管理人の方が多忙でできなかった。この資料を今後大潟の魅力発見の自主審議に活かしていただきたい。ほぼ10万人近い入園者があるわけであるが地域協議会が発信することによって10万人が15万人に増えればということはない。

また、大潟水と森公園と我々各種団体がコラボして、大きなイベントを組んでいくということも大潟の魅力を発信するということになるのではないかと。

【佐藤忠治会長】

委員からの連絡がなければ、事務局から次回の予定について連絡である。

【熊木次長】

先ほどの説明のとおり、9月末に「頸北地区地域協議会委員合同研修」が予定されているため、9月の地域協議会は休みとさせて頂く。

第6回協議会：10月26日（木）午後6時30分からとしたい。

【佐藤忠治会長】

本来であれば8月は会議を休む予定であったが、体操アリーナの諮問もあり開催した。9月は、1回休みとする。

（一同了承）

【熊木次長】

9月16日（土）午後1時から、大潟町中学校体育館で開催の「大潟区敬老会」について説明。

【佐藤忠治会長】

9月29日と30日のオーレンプラザの記念式典についての説明はどうか。

【熊木次長】

オーレンプラザ竣工の記念式典については、大潟区地域協議会の代表として佐藤会長が出席するのでご承知おき願いたい。

【佐藤忠治会長】

他になければ終わりにする。

【君波豊副会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-534-2111 (内線 201、216)

E-mail : ogata-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。